

「福岡県消費者教育推進計画」の構成

第1 計画の基本的考え方

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画期間
- (4) 計画の推進体制

第2 消費者を取り巻く現状と課題

- (1) 福岡県における消費生活相談の状況
 - ① 相談件数の推移等
 - ② 商品別相談件数
 - ③ 高齢者の消費トラブル
- (2) 消費生活に関する県民意識
 - ① 消費者問題への関心度
 - ② 商品・サービスを購入（利用）する際の意識と行動
 - ③ 消費トラブルにあった際の相談先
 - ④ 消費者市民社会の認知度
 - ⑤ 消費者教育・啓発の経験の有無

第3 消費者教育推進の基本的な方向

- (1) 体系的推進のための取組の方向
 - ① 各ライフステージでの体系的な実施
 - ② 消費者の特性・場の特性に応じた配慮
 - ③ 消費者教育を行う多様な主体の連携・協働
 - ④ 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携
- (2) 県が重点的に取り組むテーマ

第4 消費者教育の推進の内容

- (1) 様々な場における消費者教育の実施
 - ① 小・中・高等学校等における消費者教育の推進
 - ② 大学・専門学校等における消費者教育の推進
 - ③ 地域社会における消費者教育の推進
 - ④ 家庭における消費者教育の推進
 - ⑤ 職域における消費者教育の推進
- (2) 消費者教育の担い手育成

第5 市町村の取組に対する支援

- (1) 市町村消費者教育推進への支援
- (2) 地域における関係機関の連携への支援

福岡県消費者教育推進計画の概要

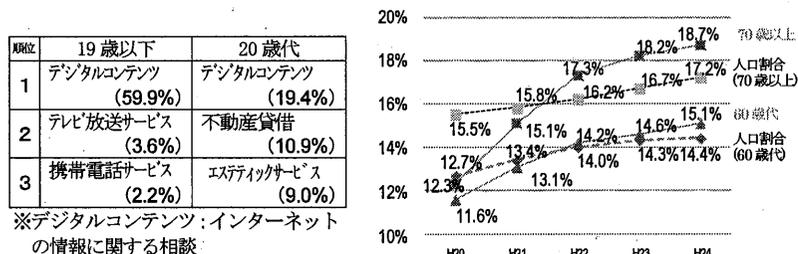
第1 計画の基本的考え方

- (1) 計画策定の趣旨
県の取組を体系的に整理、消費者教育を一体的かつ総合的に推進
- (2) 計画の位置づけ
消費者教育推進法第10条第1項に基づく「都道府県消費者教育推進計画」
- (3) 計画期間
平成26年度～平成30年度（5年間）
- (4) 計画の推進体制
福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会の意見を踏まえ推進

第2 消費者を取り巻く現状と課題

(1) 消費生活相談の状況

- ・インターネットに関する相談が多い
- ・高齢者の相談割合が増加している



- 課題**
- インターネットを使った消費トラブルへの対応強化
 - 高齢者への情報提供・注意喚起の徹底

(2) 消費生活に関する県民意識

- ・消費者問題に関心のある人 67.6%
- ・商品サービスを購入する際の意識
「機能や品質」「価格」「安全性」を意識する人 8割以上
「商品が環境に及ぼす影響」4割、「事業者の経営方針、社会貢献」2割
- ・消費トラブルにあっても相談していない人 24.7%
- ・消費者市民社会の認知度 30.5%
- ・消費者教育・啓発を受けたことがあると答えた人 9.0%

- 課題**
- 消費者市民社会の意義についての理解促進
 - 実践的な消費者教育の実施

第3 消費者教育推進の基本的な方向

体系的推進のための取組の方向

- ① 各ライフステージでの体系的な実施
幼児期から高齢期まで各段階に応じて体系的に実施
- ② 消費者の特性・場の特性に応じた配慮
消費者の特性(高齢者、障害者等)や学校、地域、職域など場の特性に応じた方法により消費者教育を推進
- ③ 消費者教育を行う多様な主体の連携・協働
教育行政、警察、市町村、消費者団体等との連携
- ④ 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携
環境教育、食育・地産地消、法教育、金融経済教育等との連携

- ◎ 県が重点的に取り組むテーマ
- 1 高校生・大学生を中心とした若年者に対する消費者教育の推進
 - 2 地域一体となった高齢者の消費者被害の防止
 - 3 消費者教育の担い手育成

第4 消費者教育の推進の内容

(1) 様々な場における消費者教育の実施

- ① 小・中・高等学校等
 - ・学習指導要領に基づく消費者教育の推進
 - ・金融・金銭教育研究校の活動促進
 - ・メディアの適切な活用の推進
- ② 大学・専門学校等
 - ・消費者被害の最新情報提供
 - ・若年者啓発出前講座の実施
- ③ 地域社会
 - ・県消費生活センターにおける消費者教育の拠点化
 - ・高齢者・障害者を地域で支えるためのネットワークの構築等
 - ・特殊詐欺等の消費者被害防止のための防犯教室の実施
- ④ 家庭
 - ・インターネット利用における親と子のルールづくりの推進
 - ・子供の事故防止のための取組推進
- ⑤ 職域
 - ・従業者への消費者教育の支援
 - ・企業等の実施する消費者教育の取組紹介

(2) 消費者教育の担い手育成

- ・小・中・高等学校等の教員研修の実施
- ・大学・専門学校等の教職員研修の実施
- ・消費生活相談員を対象とした研修の実施
- ・消費生活サポーターの育成・支援

第5 市町村の取組に対する支援

(1) 市町村消費者教育推進への支援

- ・市町村消費生活相談窓口との連携・支援
- ・消費者被害の最新情報の提供
- ・先進事例の紹介

(2) 地域における関係機関の連携への支援

- ・消費者被害防止地域ネットワーク会議の開催
- ・市町村消費者教育推進地域協議会の設置等への支援